

令和3年度浦河町外国人生活支援調査業務仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度浦河町外国人生活支援調査業務

(2) 業務の目的

浦河町在住のインド人を中心とした外国人の生活支援サービスを行いながらニーズ調査を実施することで、外国人が町内でより快適に暮らし、今後も浦河に住み続けたいと思えるような多文化共生のまちづくりの実現を目指す。

(3) 業務の期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで

(4) 提案上限額

4, 175, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 業務内容

(1) 生活支援・ニーズ調査

- ・町内で暮らすインド人を中心とした外国人の生活支援及びニーズ調査
- ・病気やけが等、緊急の場合は必要に応じて、医療機関の紹介、同行など臨時対応

(2) 個別相談対応

- ・英語やヒンディー語による電話対応や面談での相談受付

(3) 日本語勉強会

- ・対面式での日本語教室開催、日印友好協会との連携

(4) 交流の場の検討・実施

- ・食を通じた町民との交流や町内イベントの検討

3 業務管理

(1) 事業に従事する者のうち1名を業務管理者として定め、町に対し、委託業務の従事予定を事前に報告しなければならない。

(2) 事業の推進にあたり、外国人が就労する事業所等と良好な関係を築き、事業の円滑な運営に努めなければならない。

(3) 常時1名以上の従事者が町内に滞在して対応可能となるよう従事者を配置しなければならない。なお、委託事業の実施に支障のない範囲において、他業務との兼務を行うことは差し支えない。

(4) 町に対し、配置した業務管理者及び従事者の資格、経歴、兼務する業務の内容等について報告しなければならない。なお、やむを得ず報告内容を

- 変更する場合には、事前に町と協議の上、承認を得なければならない。
- (5) 業務管理者及び従事者が委託業務に専念できるよう勤務体制、職務環境、訪問手段等を整えなければならない。

4 報告

- (1) 事業を適正かつ積極的に運営するとともに、業務の実施状況及び事業実施に伴い明らかとなった外国人のニーズや課題について、月1回町長へ報告しなければならない。
- (2) 業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、速やかに町長に報告しなければならない。

5 その他

- (1) 業務実施に必要な事項など業務の詳細については、事前に町と十分な打合せを行い進めること。
- (2) 業務に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、町と協議の上決定することとする。